



知っ得！

## そもそも社会保険労務士って何ができるの？

既に「社会保険労務士」に顧問を頼んでいる企業でも、社会保険労務士の仕事の全体像をご存知の方は少ないようです。今回は、「社会保険労務士」というのは、どのような勉強をして、どんな試験に通り、実際問題、どんな仕事ができる人なのかをちょっとご紹介したいと思います。

### ●社会保険労務士の試験●

- ・社会保険労務士の資格は、1968年に創設された国家資格です。毎年1回8月に試験があり、合格率は毎年10%ほどです。
- ・試験範囲は「労働基準法」「労働安全衛生法」「労働者災害補償保険法（労災）」「雇用保険法」「徴収法」「健康保険法」「厚生年金保険法」「国民年金法」など、「労務管理」と「社会保険」に関する法律のほぼすべてを網羅しています。  
→つまり、労務管理と社会保険に関する法律は、一通り学んでいます！

### ●社会保険労務士の専門分野●

社会保険労務士の仕事を一言でいうと、会社における「人」に関するすべてのことです。具体的にはこんなことができます。

#### ◇独占業務◇……社会保険労務士しかできない仕事

- ・社会保険に関する書式の作成代行・届出代行  
例・新しい社員がはいったときに、雇用保険や厚生年金、健康保険などに加入させる書類を作り、提出します。  
・社員が辞める場合、離職票を作成したり、資格喪失の手続をします。  
→ 社会保険料の計算を含む「給与計算」も専門です。
- ・助成金に関する書式の作成代行・届出代行

#### ◇各種コンサル◇……独占業務ではありませんが、法律の知識を活かし、下記のコンサルができます

- ・就業規則作成・変更  
就業規則を作成するためには「労働基準法」など法律の知識と、多くの会社の「人の問題」を見てきた経験が必須です。
- ・人事制度・賃金制度の構築と変更  
人事コンサルを行うコンサルタントは多いですが、会社の「人の問題」に詳しく、新しい制度に連動した就業規則や賃金規程を作れる社労士なら、的確なアドバイスができます。
- ・労務相談  
社員と労働条件についてトラブルが生じた、残業代の計算が間違っていると指摘された、など労務トラブルの予防と解決をお手伝いできます。「労働法」について詳しい弁護士は少ないのが現状です。まずは社労士にお気軽にご相談下さい。
- ・退職金・企業年金コンサル  
御社に合った企業年金制度をお勧めしたり、適切な退職金制度を設計することもできます。

そのほか、専門知識を活かしたセミナーや研修講師、採用についてのアドバイスも可能です。

お仕事  
カレンダー

9月

- 9/10 ●一括有期事業開始届の提出（建設業）  
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付

- 9/30 ●8月分健康保険・厚生年金保険料の納付
- 7月決算法人の確定申告・翌年1月決算法人の中間申告
- 10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆当事務所より